

# 第3編

## 津波対策編

# 第 1 章

## 計画の前提

# 第1節 津波災害対策の基本方針

津波災害対策の基本方針を以下のとおりとする。

## 1 ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等により、多くの死者が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大地震に対しては、住民の避難行動を軸とした、人命を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

その上で、最大クラスの津波に対しても、九十九里有料道路を利用した防波堤及び真亀川堤防の嵩上と津波避難施設や整備避難路の整備などのハード対策を織り交ぜた総合的な防災対策を推進することが重要である。

## 2 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの津波を前提とした計画であること。

県は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波が発生した場合の津波浸水想定を平成30年11月に公表した。

本市白里中央海岸での最大クラスの津波は、「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」による津波（最大津波高9.2m）を想定されているため、本市においても「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」を前提として津波避難を計画することとしている。

## 3 「自分たちの命は自分たちで守る」意識と自主的な避難行動

津波に対しては、「津波てんでんこ」の言い伝えが示すように、「自分たちの生命は自らが守る」との考えに基づき自主的に行動することが求められる。

また、津波が起きる前にできることを日頃から積み上げ、いざというときに備えておくことが重要となる。

住民の「自助」、区・自治会、自主防災組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波に対する事前の備えと自主的行動を柱とする防災意識の向上に努める。

総則「第4節 計画の基本的な考え方 2 自助・共助・公助に基づく地域防災力の向上」において自助・共助・公助を示しているが、補足として、以下を追加した。

- 自助—自分の命は自分で守ること。災害に対して、まずは自分の身は自分で守ることが一番重要である。また、普段から家族の中で災害について話し合うこともとても大切となる。
- 共助—自分の安全が確保された後に、周りの方と助け合うこと。阪神・淡路大震災でも、一番多くの人命を救ったのは地域の住民である。
- 公助—市役所や警察などによる公的な支援のこと。

## 第2節 津波災害履歴

本市を含めた外房から九十九里浜にかけての沿岸は過去の大地震で度々津波の被害を受けてきた。なお、本市を含む千葉県が津波に襲われた記録は次のとおりとなっている。

### ■津波災害一覧（明治時代以降、千葉県が影響を受けた主な津波）

発生年月日	名称	震央位置 東経 北緯	マグニチュード	津波の概要
1498年 9月20日 (明応7年 8月25日)	明応地震津波	— 東経138.2 北緯34.1	8.2～8.4	紀伊から房総にかけての海岸と甲斐で振動が大きかったが、震害はそれほどでもない。
1605年 2月3日 (慶長9年 12月16日)	慶長地震津波	東海・南海・ 西海諸道 東経134.9 北緯33.0	7.9	房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。
1677年 11月4日 (延宝5年 10月9日)	延宝房総沖 地震津波	磐城・常陸・安 房・上総・下総 東経142.0 北緯35.5	8.0	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村6.0～7.5m、矢指戸村5.5～7.0m、岩船浦6.5～8.0m、御宿浦4.5～7.0m、沢倉村5.5～7.0mなどであった。
1703年 12月31日 (元禄16年 11月23日)	元禄地震津波	江戸・関東諸 国 東経139.8 北緯34.7	7.9～8.2	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11～12m、保田6.5mなどであった。
1707年 10月28日 (宝永4年 10月4日)	宝永地震津波	— 東経135.9 北緯33.2	8.6	震害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州まで太平洋沿岸やや瀬戸内海を襲った。津波の被害は土佐が最大。
1854年 12月23日 (安政元年 11月4日)	安政東海地震 津波	— 東経137.8 北緯34.0	8.4	被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。
1923年 9月1日 (大正12年)	関東地震津波	神奈川県西部 東経139.1 北緯35.3	7.9	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良4.5m、洲崎4m、勝山2.2m、木更津1.8mなどであった。
1953年 11月26日 (昭和28年)	房総半島沖 地震津波	房総半島 南東沖 東経141.7 北緯 34.0	7.4	銚子付近で最大波高3m記録したが、被害なし。

発生年月日	名 称	震央位置 東経 北緯	マグニチュード	津波の概要
1960年 5月24日 (昭和35年) ※日本への津 波到日	チリ地震津波	チリ沖 西経 74.5 南緯 39.5	8.5	九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で153cm、布良で67cmであった。
2011年 3月11日 (平成23年)	東北地方太平洋 沖地震(東日本 大震災)津波	三陸沖 東経142.9 北緯38.1	9.0	津波観測点「銚子」では押波による第一波を15時13分に観測。17時22分に津波の最大の高さ2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で23.7km <sup>2</sup> に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。

出典：「千葉県地域防災計画」及び「理科年表」より

# 第3節 津波災害と被害の想定

## 第1 市における津波災害と被害の想定

### 1 大網白里市津波ハザードマップ

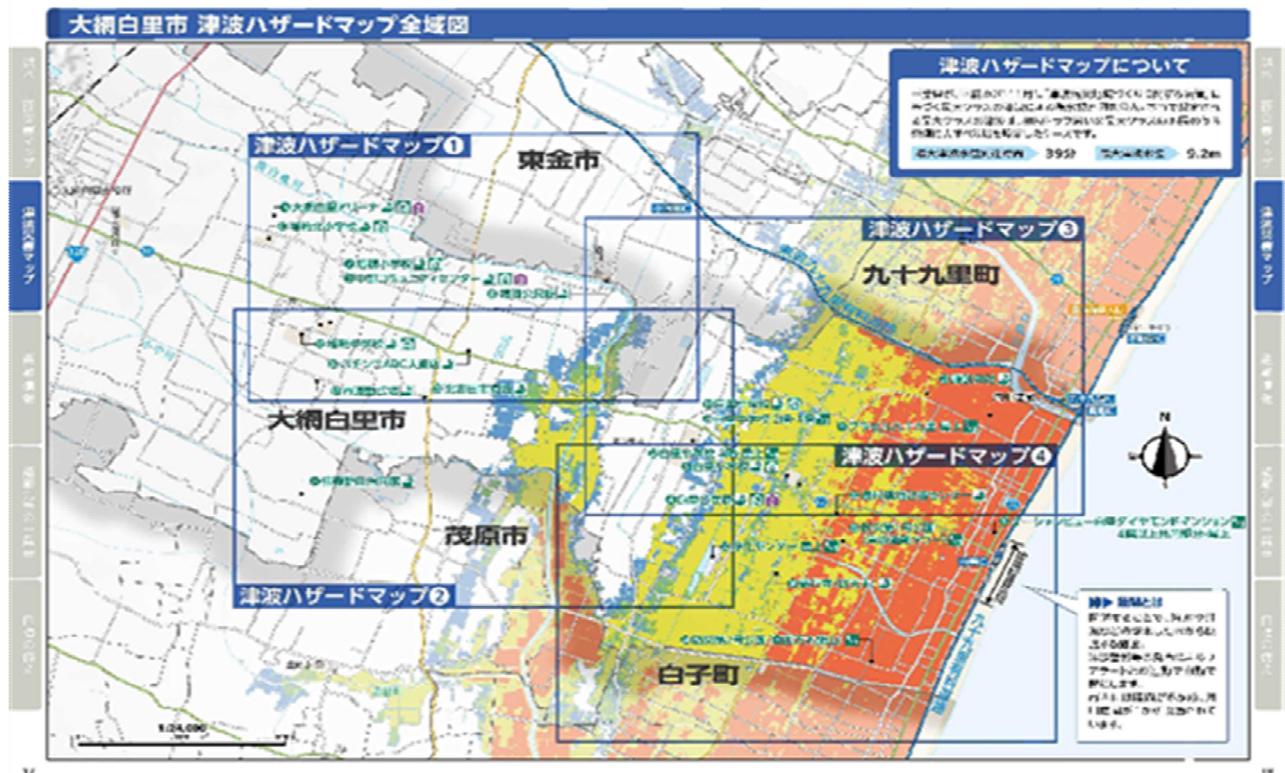
市は、沿岸水深1m付近で「10mの津波の高さ」となるよう条件を与え、市独自の津波シミュレーションを実施し、平成25年3月に津波ハザードマップを作成した。

その後、千葉県が、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき最大クラスの津波による浸水想定図を平成30年11月に公表したため、新たに、市は、令和3年12月に津波ハザードマップを作成した。

市は、「避難指示」が迅速に発令できるよう、避難対象地域を津波避難計画に次のとおり定めた。

警報区分	想定する津波	避難対象地域
大津波警報	「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく最大クラス	下ヶ傍示橋より東側の地域 長国・九十根・桂山地区
津波警報	津波高3m(千葉県津波浸水予測図：平成24年4月)	県道一宮片貝線より東側の地域
津波注意報	津波高1m(千葉県津波浸水予測図：平成24年4月)	九十九里有料道路より東側の地域

大網白里市津波ハザードマップ



## 第2 県における津波災害と被害の想定

### 1 千葉県地震被害想定調査（平成19年度）

千葉県地震被害想定調査は、元禄地震（1703年）及び延宝地震（1677年）（ともにマグニチュード8クラスの地震）という2つの地震を対象に、津波による被害量を算出したものである。

住民が避難行動を起こさないという条件下で、津波防災施設の効果が無い場合において、2つの地震の津波災害と被害の想定は以下のとおりとなっている。

#### ■千葉県地震被害想定調査における津波災害と被害の想定

項目	元禄地震	延宝地震
津波による犠牲者数	2,771名	1,653名
最大津波高	南房総市で9m程度	銚子市で8.4m程度

### 2 千葉県地震被害想定調査（平成26・27年度）

千葉県は東北地方太平洋沖地震の割れ残り領域で、津波被害を想定する地震として「房総半島東方沖日本海溝地震」と命名し、被害を想定した。

#### ■「房総半島東方沖日本海溝沖地震」の被害想定（大網白里市）（冬5時発災）

津波による建物被害		津波による人的被害（早期避難者率が低い場合※）		
全壊棟数	半壊棟数	死者	重傷者数	軽傷者数
約10	約460	約70	約20	約40

※すぐに避難する割合が最も低いケースで、避難行動別の比率は、すぐに避難する（直接避難）が20%、避難するがすぐに避難しない（用事後避難）が50%、切迫避難あるいは避難しないが30%の割合としている。

なお、早期避難者率が高く（すぐに避難する割合が70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼び掛けが効果的に行われた場合では、人的被害は発生しないと予測されている。

## 第4節 減災に向けた取り組み

想定される被害を可能な限り減らすために、以下の取り組みを進めるものとする。

### 1 予防対策による減災

#### (1) 啓発及び知識の普及に関する事項

津波ハザードマップ、津波浸水予測等、津波に関する被害の周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を行うなど、津波災害に関する意識の啓発、知識の普及を図る。

#### (2) 津波に対する避難計画作成

最大規模の津波を想定した避難計画とし、津波が来襲するまでの時系列資料に基づき、津波災害の規模に応じて開設すべき避難所の設定、避難指示の対象地域の設定、警戒区域の対象地域の指定、近隣自治体と連携した津波災害対策などにより、津波災害による被害の軽減を図る。

### 2 応急対策による減災

#### (1) 災害対策本部の初動期における機能の強化

津波に対しては短時間のうちに対策を実行しなければならないことから、災害対策本部の初動期における機能の強化として、災害発生時の指示体制の明確化、情報収集と伝達の徹底、防災拠点等との連携の強化、人員が不足している部署への支援体制強化等、迅速な初動体制の構築を重点とした災害対策本部組織等の機能強化を図る。

#### (2) 支援受援体制の強化

津波による災害時における支援受援体制を確立し、迅速な応急対策が行える体制を整える。

### 3 復旧・復興対策による減災

#### (1) 都市基盤施設等の復興対策の検討

津波により被災した市街地、都市基盤施設等を迅速に復興するための対策の検討を行う。

#### (2) 復興本部の体制づくり

復興本部の設置や運営について定め、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。

## 第 2 章

# 災害予防計画

# 第1節 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

## 第1 啓発と高揚

---

### 1 津波に関する共通認識の啓発、高揚

市は、沿岸地域に対し「地震が起きたら津波、直ちに避難」という意識を共通認識として定着させるとともに、自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることを徹底させるための取組みの推進を図る。

- ①住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認するとともに、区・自治会や自主防災組織等の自主的な避難体制や、避難行動要支援者及び特別な配慮を必要とする要配慮者への支援体制の構築に協力する。
- ②津波警報等の発表や避難指示が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

### 2 津波に対する防災意識の高揚

市は、避難対象地域、海拔高標示板、避難場所等の標識(示)板等の掲示に努め、防災講演会等の開催を通じ、津波に関する意識を向上させる。

また、観光地や海水浴場等の旅行者など、外来者の多い駅・宿泊施設等に、津波ハザードマップ等の防災情報を掲示し、避難場所等の周知に努めることとする。

## 第2 情報の伝達

---

### 1 津波に関する情報の伝達

津波発生時に的確な避難行動を住民等が取ることができよう、防災行政無線、緊急速報メール等、複数の伝達手段を用いて防災情報を提供する。

### 2 津波に関する広報の内容

津波に関する広報の内容を以下に示す。

■津波に関する広報の内容

項目	内容
(1) 地震・津波に関する正確な知識	<p>①津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること            ②津波は繰り返し襲ってくること            ③第一波が最大とは限らないこと            ④津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること            ⑤強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること</p>
(2) 津波シミュレーションの結果	<p>県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。            また、海水浴客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等を使った津波情報提供サイトへのアクセスなどに活用する。            なお、津波避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。</p>
(3) 津波警報に関する情報及び知識	<p>①気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動            ②津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること            ③津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること            ④津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること            ⑤気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること</p>
(4) 津波避難行動に関する知識	<p>①強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること            ②過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと            ③自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと            ④一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること            ⑤津波は河川を遡上するため河川から離れること            ⑥海水浴場等の海岸において、赤と白の格子模様による「津波フラッグ」が掲示された場合は、津波警報等が発表されたと判断して海岸から離れること</p>
(5) 地震、津波への備え	<p>いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから、行政は3日間程度、住民や事業所等は1週間程度以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、避難所・避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。            なお、飲料水は、ミネラルウォーターなど長期保存のきくものによる。1人1日分の生命水は、約3リットルである。水道水など汲み置きの場合は2日で入れ替えるなど水質に注意する。</p>

## 第3 訓練等

---

### 1 津波防災訓練の実施

津波のおそれのある地域を中心に防災関係機関と協力・連携し、避難行動要支援者（自力では避難することが困難な高齢者や障がい者など）や避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織）を含めた住民の参加による津波避難訓練を実施することとし、住民一人ひとりの避難する意識を向上させるほか、避難支援関係者等における避難支援や安否確認に努めることとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることから、支援者自らの命の安全を前提としつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

また、海水浴客等の参加協力を得た津波避難訓練の実施に努めることとする。

### 2 調査

平成26・27年度に千葉県が実施した千葉県地震被害想定調査、平成30年度に千葉県が公表した、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく最大クラスの津波のほか、国が示す新たな災害想定を踏まえ、津波災害対策の充実を図ることとする。

# 第2節 津波避難対策

## 第1 津波避難体制の整備

---

### 1 津波避難対策の推進

市は、「大網白里市津波ハザードマップ」の津波浸水想定区域を基に、津波避難ビルを指定し、防災ハンドブックや標識等により周知に努めている。

また、「大網白里市津波避難計画（平成27年8月）」を策定し、自力で避難できる人と避難のために支援が必要な人に区分して、地域ごとに避難要領（避難場所、避難路及び避難手段）を定めた。

そして、市は、より市民の安全を追求するため、千葉県が公表した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく最大クラスの浸水想定図を基準に津波ハザードマップと津波避難計画を修正することとした。

さらに、円滑かつ安全な津波避難のために「大網白里市津波避難施設整備計画（平成27年8月）」を策定し、誘導標識の設置、蓄電池式LED誘導灯への切り替えや津波避難タワー、築山の整備を進めている。

なお、「地震対策」「津波対策」「風水害対策」などで使用できる避難場所に違いがあるため、市が作成する防災ハンドブック等の防災情報の提供や防災教育、避難訓練等のあらゆる機会を通じ、災害種別ごとの避難場所の所在地等の周知と、住民一人ひとりが自らの命を守るための津波避難の啓発に努めることとする。

### 2 避難指示の体制の整備

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる判断基準を設定し、避難指示の発令、避難誘導と避難者受入体制の整備に努めている。

また、避難行動要支援者の支援要領について、自主防災組織、区・自治会、消防団や民生委員等の支援関係者との協議を進めるものとする。

### 3 住民等の避難への支援

#### (1) 避難方法の検討

津波の発生が予測されてから、津波の来襲までの時間が限られていることから、住民の避難には迅速さが求められる。本市の場合は、沿岸部に高台がなく、内陸まで低地が連続する地形条件であるため、遠距離を避難することになる。このため、徒歩・自転車・バイクによる避難を原則としつつ、津波避難困難地域に居住する避難行動要支援者等に限り自動車による避難とした。

また、自動車による避難が徒歩等の避難速度を低下させるのを防止するため、歩行者優先避難路を指定した。（避難方法については、「大網白里市津波避難計画」（令和3年3月改定）を参照）

## (2) 避難支援時の安全の確保

避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防団員、警察官、市の職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難支援に係る行動ルールを定めている。避難支援にあたる者は、このルールに従い、安全が確保されることを前提として行動するものとする。

## (3) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より、区・自治会や自主防災組織等による自主的な避難体制の構築に努める。このため、自主防災組織等の避難支援等関係者に情報管理を図る措置を講じつつ、避難行動要支援者名簿を提供し、支援の取り組みを促進する

避難行動要支援者名簿については、「第2編 地震対策編 第2章 災害予防対策 第8節 要配慮者の安全確保」を参照。

白里保育所については、自力で避難できない乳幼児も利用していることから、地域住民等の協力を得ながら津波避難訓練の充実に努めるとともに、速やかに避難できる場所への移設を検討する。

# 4 市の津波情報受伝達体制の確立

## (1) 津波情報受伝達対策

市は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び、関係職員の早期参集体制の確立に努める。

## (2) 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速な避難行動が求められることから、市はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、防災行政無線、広報車、サイレン、緊急速報メール等）や組織等を活用し、住民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

### ① 防災行政無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に伝達するため、防災行政無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

### ② 多様な伝達手段の確保

J-ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用を図る。また、緊急速報メールなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。また、アマチュア無線等の設備と資格をもつ方々について災害時の通信ボランティアとしての活用を検討する。

### ③ 海岸線等への情報伝達

海水浴場等の海岸線に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に海水浴客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

## 第3章

# 津波発生時の対策

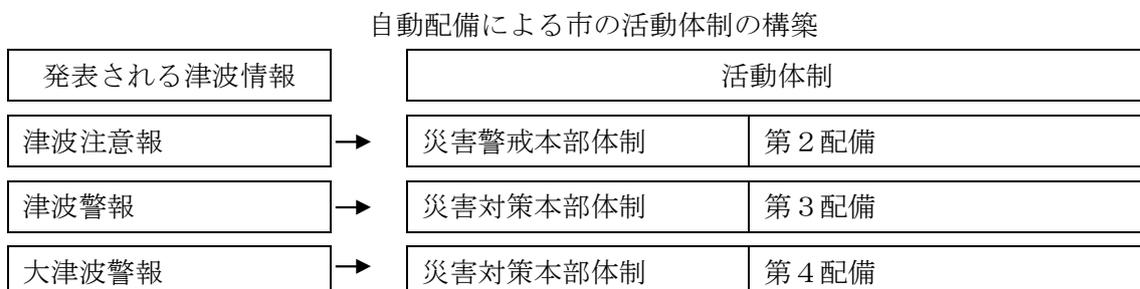
# 第1節 自動配備による活動体制の構築

項 目		担 当
第1 活動体制と配備基準	1 活動体制と配備基準	全組織
	2 地震震度による配備と津波警報等による津波配備の関係	
第2 職員等の配備・参集	1 職員等の配備・参集	全組織
	2 職員の配備	
	3 参集の伝達方法・経路	
	4 参集報告	
	5 参集方法	
	6 被害状況の報告	
第3 災害警戒本部と災害対策本部		全組織

## <方針・目標>

- ◆災害基準に応じた配備体制に基づき、災害応急対策を迅速・的確に実行できるよう本部体制を組織する。  
本部体制は、「災害警戒本部」と「災害対策本部」の2種類の本部体制を、自動配備により確保する。
- ◆勤務時間内に津波が発生したときは、配備基準に沿って直ちに本部体制へ移行することとし、休日・夜間等の勤務時間外の場合には、自動配備及び市長判断による招集配備により本部体制を確立させる。

津波情報が発表されたときは、市は、自動配備により活動体制の構築を図る。



# 第1 活動体制と配備基準

## 1 活動体制と配備基準

津波が発生した場合には、本市内における災害の危険性及び被害の状況に応じて、次の配備基準により活動体制を構築するものとする。

### ■活動体制と配備基準（地震・津波）

体制	配備	区分	配備基準	活動体制	各課等の長における職員の配備について
災害警戒本部	第1配備	自動配備	▼南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	情報収集や連絡調整等の災害応急活動を円滑に行える体制とする。	各課等の所属する職員のうちから、配備に必要な職員を予め指名する。
		招集配備	▼震度4を記録し、市長が必要と認めたとき		
	第2配備	自動配備	▼震度5弱 ▼「千葉県九十九里・外房」に「津波注意報」が発表されたとき	第1配備体制を強化し、災害情報及び被害情報の収集・伝達、災害危険箇所の警戒巡視、所管施設の点検、関係機関等との連絡調整できる体制とする。	各課等の所属する職員のうちから、配備に必要な職員を予め指名する。 なお、第1配備から該当する課等は、所属職員の半数程度が確保できるよう、予め指名する。
		招集配備	▼市長が必要と認めたとき		
災害対策本部	第3配備	自動配備	▼震度5強 ▼「千葉県九十九里・外房」に「津波警報」が発表されたとき	避難を必要とする地域の指定や避難誘導及び避難所の開設などを的確に行い、災害の拡大防止や避難者の受け入れ態勢を迅速に整えるものとする。	第1及び第2配備に該当する課等は、所属する職員の全てを配備する。 第2配備から該当する課等は、所属する職員の半数程度が確保できるよう、予め指名する。
		招集配備	▼市域に局地的な被害が発生し、市長が必要と認めたとき		
	第4配備	自動配備	▼震度6弱以上 ▼「千葉県九十九里・外房」に「大津波警報」が発表されたとき	市の組織及び機能の全能力をあげて応急対策に対処する。	全ての職員を配備する。
		招集配備	▼市域の広い範囲で被害が発生し、市長が必要と認めたとき		

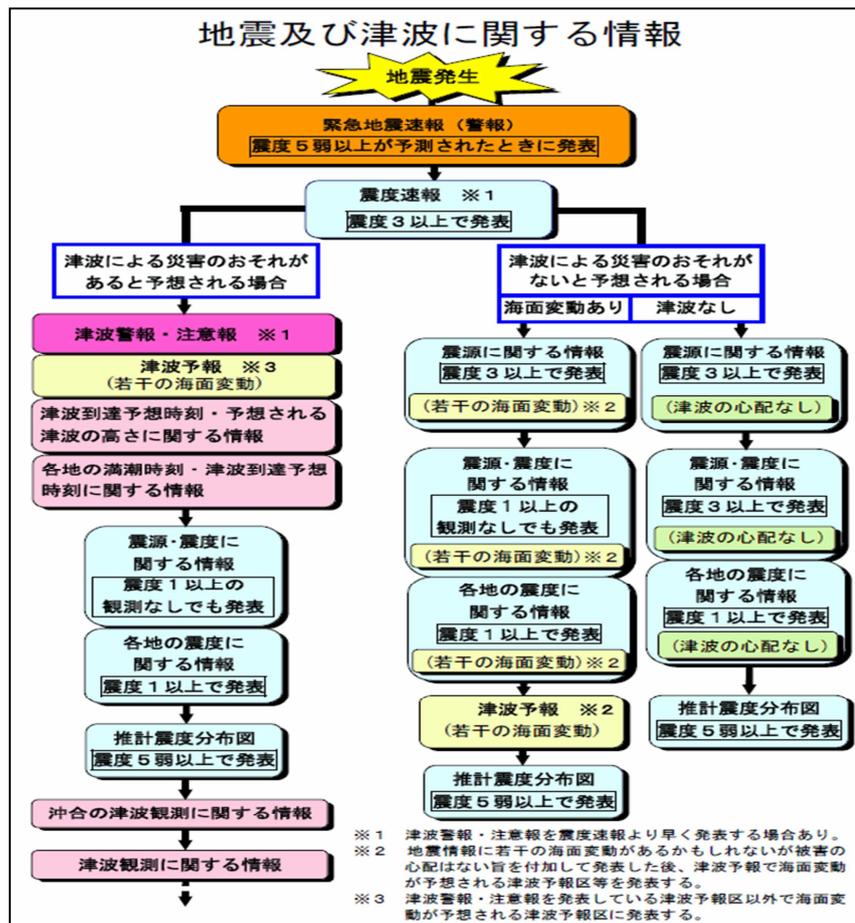
※地震に係る配備体制については、「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第1節 災害応急活動体制」を参照。

## 2 地震震度による配備と津波警報等による津波配備の関係

日本近海での地震による津波警報等は、地震の発生後3分程度を目標に発表される。一方地震に関する情報は、地震発生1分半後に地域名と震度を速報し、津波警報または津波注意報を発表後に震源・震度に関する情報を発表することになる。

震度4以上の地震と津波警報等の発表が連続して発生する場合の配備体制は、震度及び津波警報等による配備基準の高いレベルの配備体制を選択する。

例えば震度5弱（第2配備に該当）の地震発生後に津波警報（第3配備に該当）が発表された場合は自動的に地震・津波第3配備体制となる。



資料：気象庁より

## 第2 職員等の配備・参集

### 1 職員等の配備・参集

職員及び消防団員は、次の配備体制に基づき災害対応を行うこととする。

#### ■職員等の配備体制

配備基準	地震・津波 ▼自動配備 ○市長判断	▼南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○市の震度計が「震度4」を記録し、市長が必要と認めたとき		▼市の震度計が「震度5弱」を記録したとき ▼「千葉県九十九里・外房」に「津波注意報」が発表されたとき ○市長が必要と認めたとき		▼市の震度計が「震度5強」を記録したとき ▼「千葉県九十九里・外房」に「津波警報」が発表されたとき ○市域に局地的な被害が発生し、市長が必要と認めたとき		▼市の震度計が「震度6弱以上」を記録したとき ▼「千葉県九十九里・外房」に「大津波警報」が発表されたとき ○市域の広い範囲で被害が発生し、市長が必要と認めたとき		備考
		本部の名称		災害警戒本部		災害対策本部				
		配備体制		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備			
		本部長		安全対策課長	副市長	市長				
		副本部長		なし	なし	副市長				
		本部長付		なし	なし	教育長				
		本部員		担当課等の長	全ての課等の長	全ての課等の長				
		本部連絡員		なし	なし	各部1名				
1	安全対策課	△	●	●	●	事務局				
2	秘書広報課		△	□	●	事務局				
3	総務課		△	□	●	事務局				
4	財政課		△	□	●	事務局 公共施設部				
5	企画政策課		△	□	●	事務局				
6	会計課			□	●	事務局				
7	議会事務局			□	●	事務局				
8	監査委員事務局			□	●	事務局				
9	農業振興課	△	□	●	●	避難所運営部 公共施設部 災害医療部 被害調査部				
10	建設課	△	□	●	●	公共施設部				
11	都市整備課	△	□	●	●	公共施設部 被害調査部				
12	下水道課	△	□	●	●	公共施設部				
13	ガス事業課	△	●	●	●	公共施設部				
14	税務課		△	□	●	被害調査部				
15	市民課		△	□	●	避難所運営部 被害調査部				

配 備 基 準	地震・津波 ▼自動配備 ○市長判断	▼南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	▼市の震度計が「震度5弱」を記録したとき	▼市の震度計が「震度5強」を記録したとき	▼市の震度計が「震度6弱以上」を記録したとき	備 考	
		○市の震度計が「震度4」を記録し、市長が必要と認めたとき	▼「千葉県九十九里・外房」に「津波注意報」が発表されたとき	▼「千葉県九十九里・外房」に「津波警報」が発表されたとき	▼「千葉県九十九里・外房」に「大津波警報」が発表されたとき		
		災害警戒本部		災害対策本部			
		本 部 の 名 称	第1 配備	第2 配備	第3 配備		第4 配備
		配 備 体 制	安全対策課長	副市長	市 長		副市長
		本 部 長	なし	なし	市 長		副市長
		副 本 部 長	なし	なし	市 長		副市長
		本 部 長 付	なし	なし	市 長		副市長
本 部 員	担当課等の長	全ての課等の長	全ての課等の長	全ての課等の長			
本 部 連 絡 員	なし	なし	各部1名	各部1名			
16 地域づくり課		△	□	●	事務局 避難所運営部 公共施設部 災害医療部		
17 社会福祉課		△	□	●	避難所運営部		
18 子育て支援課		△	□	●	避難所運営部 公共施設部		
19 高齢者支援課		△	□	●	避難所運営部 公共施設部		
20 健康増進課		△	□	●	公共施設部 災害医療部		
21 商工観光課		□	□	●	被害調査部		
22 市立大網病院		△	□	●	公共施設部 災害医療部		
23 管理課		△	□	●	公共施設部 避難所運営部		
24 生涯学習課		△	□	●			
25 大網白里アリーナ		△	□	●			
26 中央公民館		△	□	●			
27 白里公民館		△	●	●（避難）			
28 中部コミュニティセンター		△	□	●			
29 図書室		△	□	●			

消 防 団		副本部長以上	正副分団長以上	全団員	
-------	--	--------	---------	-----	--

各課等の長は「職員等の配備体制」、「災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び「事務分掌」を参考に所属する職員のうちから、各配備に対応する職員を予め指名する。

- △…若干名の職員
- …半数程度の職員
- …全職員

消防団員を兼ねる職員は、消防団員として出動する必要が生じた場合は、所属長と出動可否を協議する。

なお、所属長は、その災害の規模や程度を十分考慮することとし、災害対策本部が設置された場合には、所掌する事務を優先させることとする。

## 2 職員の配備

各課等の長は、「職員等の配備体制」、「災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び災害発生初動期における職員行動マニュアルに基づき、所属する職員のうちから、各配備に対応する職員を予め指名することとする。

なお、年度当初など職員の異動が生じた場合は速やかに配備体制の見直しを行い、安全対策課へ報告するものとする。

また、各職員においては、「自動配備」及び「招集配備」を必要とする災害の発生に備え、招集指示に係る一斉メール配信や気象警報等を確認できる体制を整備する他、職務として災害対応に従事するにあたり、予め家族や家族間等での災害発生時の対応を協議しておくこととする。

## 3 参集の伝達方法・経路

津波災害は、「配備基準」に基づく「自動配備」を基本とする。

「配備基準」に該当する職員は、自らの安全確保を最優先に、家族の安全確認を行った上で、所属する勤務場所または予め指定された場所へ速やかに参集することとする。

なお、「配備基準」に該当しない職員については、災害情報の確認を行うなど、高次の配備体制に向けた招集指示へ備えることとする。

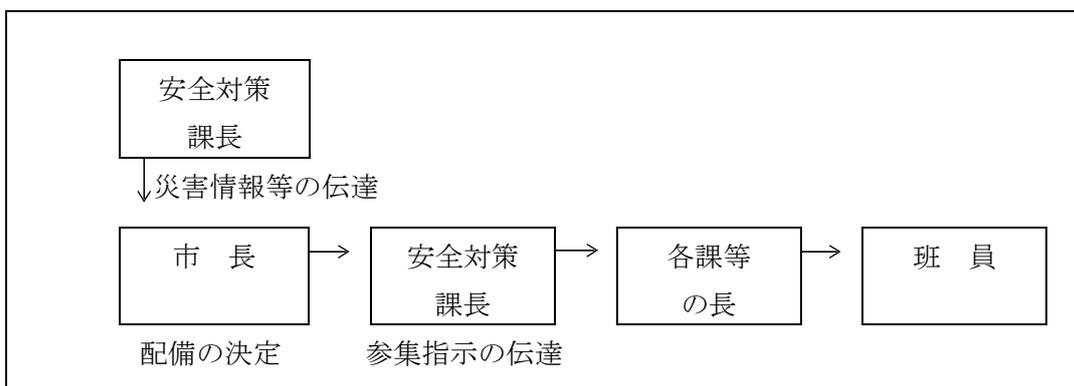
### (1) 自動配備

「自動配備」とは、職員等が、津波の発生や気象警報等が発表されたことをテレビやラジオなどで知り、「配備基準」に該当すると予測または判断したとき、招集指示を待つことなく自主的に参集することを言う。

### (2) 市長判断による招集配備

「招集配備」とは、市長の判断により「一斉メール配信」または「職員緊急連絡網」によって招集指示が発令されたとき、「配備基準」に該当する職員等が参集することを言う。

### ■ 参集の伝達経路



## 4 参集報告

各課等の長は職員の参集状況を取りまとめ、安全対策課へ報告する。

なお、各課等の長は、所属する職員の安否確認を迅速に行うため、メールによる安否確認など、職員との連絡方法について予め調整を図ることとする。

## 5 参集方法

参集方法は、災害や交通渋滞などの状況に応じ、徒歩・自転車・バイクを用いるものとする。

なお、災害の状況等を考慮し、自らが必要とする衣類や食料等について、可能な限り持参するものとする。

## 6 被害状況の報告

参集にあたり、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急度の高い情報を、他の情報に優先して収集し、災害対策本部へ報告する。

# 第3 災害警戒本部と災害対策本部

---

「第2編 地震対策編第3章 災害応急対策 第1節 災害応急活動体制 第3 災害警戒本部と災害対策本部」を準用。

## 第2節 津波情報の収集と住民への伝達

項 目		担 当
第1 津波情報の収集・伝達	1 津波情報の発表	事務局(情報班)
	2 津波情報の収集・伝達	
	3 通信 連絡体制	
第2 津波情報に応じた避難指示の発令	1 避難指示の発令	本部長(市長)、事務局(情報班、情報通信班)防災関係機関
	2 発令権者及び要件	
	3 県に対する報告	
	4 関係機関への通報	
	5 海浜や海岸付近での津波への対応	
第3 住民への伝達・広報	1 災害対策本部からの情報伝達	事務局(情報班、広報班、情報通信班、窓口班)、避難所運営部

### <方針・目標>

- ◆発災直前においては、被害を最小限にとどめるために、あらゆる手段を駆使して災害情報を把握し、一刻も早く住民等に伝達するとともに、その後の時間経緯に応じ必要な情報を住民等に提供する。
- ◆応急対策活動を実施するため、関係機関と連携し、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える。
- ◆災害の状況に応じ、避難指示の発令や警戒区域の設定を行い、住民の生命又は身体を災害から守る。

# 第1 津波情報の収集・伝達

## 1 津波情報の発表

気象庁は、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に、以下のように大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

市が属する津波予報区は「千葉県九十九里・外房」である。

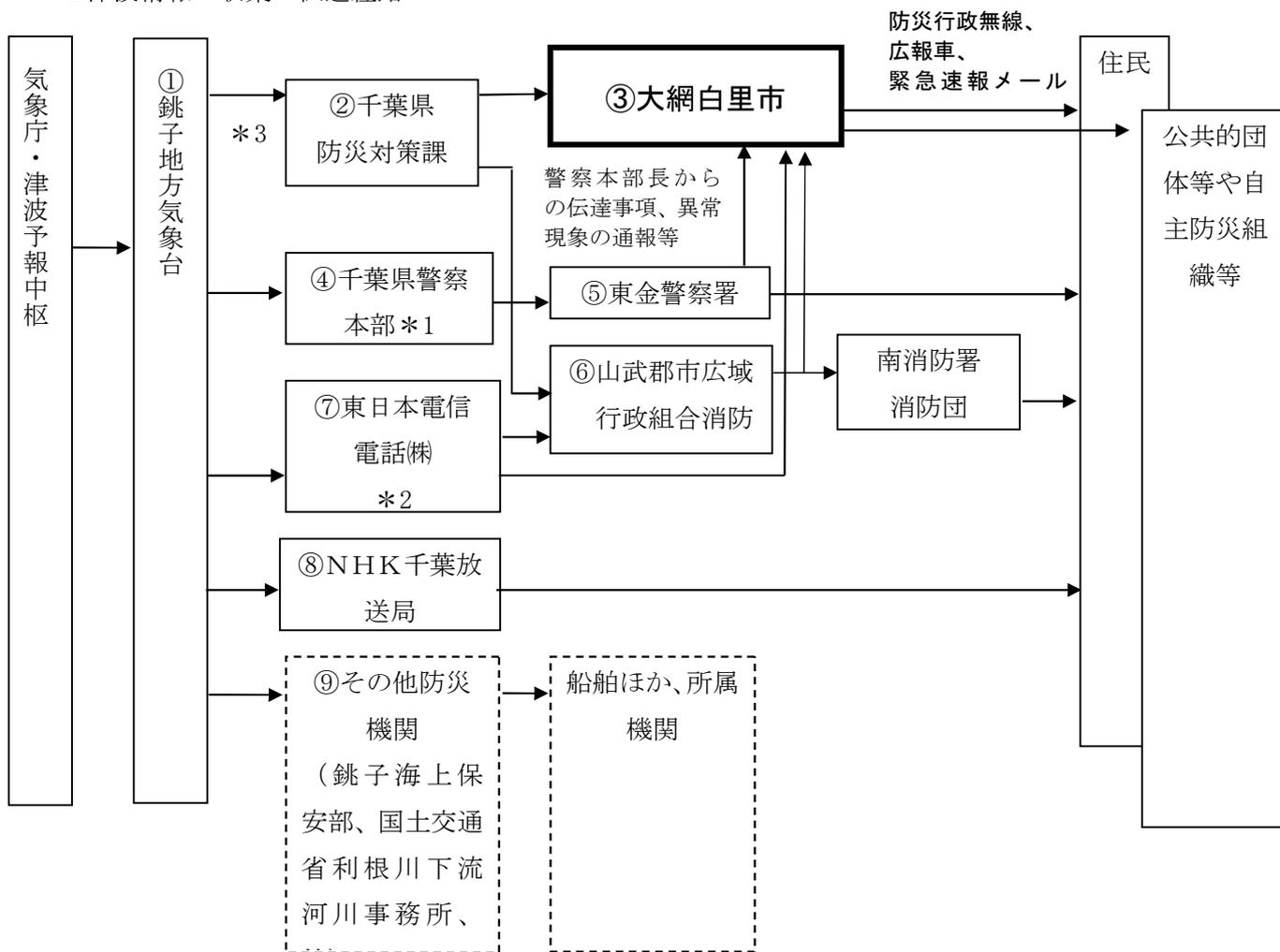
### ■津波情報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

## 2 津波情報の収集・伝達

事務局（情報班）は、銚子地方気象台、千葉県防災対策課から伝達される津波情報を、住民及び職員に対し速やかに周知する。

### ■津波情報の収集・伝達経路



\*1：気象業務支援センターを経由

\*2：東日本電信電話(株)については、東日本NWオペレーションセンタ（ENC）経由で銚子地方気象台から伝達される。

\*3：銚子地方気象台から県までの伝達は「千葉県防災情報システム」等により行う。なお、情報伝達用の代替通信経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

### 3 通信 連絡体制

#### (1) 通信手段

##### ① 電話

###### ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し、連絡を行う。

###### イ 非常通話・緊急通話

加入電話による通話が困難な場合は、あらかじめNTTに申し出ている電話から、交換手に非常通話・緊急通話の申し込みを行う。

###### ウ FAX

災害対策本部と関係機関の情報伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため原則としてFAXによる文書連絡により行う。

##### ② 市防災行政無線

市防災行政無線（固定系）を用いて 災害対策本部から住民への放送を行う。

また、市防災行政無線（移動系）を用いて、災害対策本部と出先機関及び津波避難場所等で対応にあたっている職員間の連絡を行う。

##### ③ 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県情報システム等により 県災害対策本部、関係機との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

##### ④ メール配信

「緊急速報メール（エリアメール、緊急速報メール）」により、本市周辺の緊急速報メールに対応する携帯電話等に対し、文字情報を送信する。

なお、職員参集に関しては、「メール配信システム」を使用する。

#### (2) 通信施設が使用不能となった場合の措置

事務局（情報通信班）は、市が所有する通信手段が被災した場合又は著しく通信が困難となった場合は、次の機関所属の無線局を利用する。

##### ① 県の無線通信施設

##### ② 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

###### ア 警察通信施設

###### イ 国土交通省関係通信施設

###### ウ 海上保安部通信施設

###### エ 日本赤十字社千葉県支部通信施設

###### オ 東日本電信電話株式会社千葉支店通信施設

###### カ 東京電力パワーグリッド(株) 通信施設

###### キ 日本放送協会（NHK）千葉放送局通信施設

##### ③ その他の機関又は個人の無線局

##### ④ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

##### ⑤ その他

###### ア アマチュア無線の活用

###### イ タクシー会社等が管理する業務用無線の活用

## 第2 津波情報に応じた避難指示の発令

### 1 避難指示の発令

本部長（市長）は、市が属する津波予報区（千葉県九十九里・外房）に、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき、または、強い地震を感じたときや弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じ、海浜にある者や海岸付近の住民等を直ちに海浜から退避させ、急いで安全な場所へ避難させる必要があると認めたときは、避難指示を行うものとする。

なお、津波注意報が発表されたときは、海の中にいる人などへ注意を呼びかけることとする。

#### ■避難指示の発令基準

種類	判断基準	住民がとるべき行動
避難指示	<ul style="list-style-type: none"><li>・大津波警報が発表されたとき</li><li>・津波警報が発表されたとき</li><li>・津波注意報が発表されたとき</li><li>・強い地震もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認めるとき</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに海岸から遠く離れできる限り高い場所へ避難する</li></ul>

## 2 発令権者及び要件

本部長（市長）は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、危険地域の住民に対して避難指示する。（災害対策基本法第60条）

本部長（市長）が避難指示を発令することができないと認めるとき、又は避難指示の要求があったときなどは、下表による。避難指示等を行った場合は、直ちに本部長（市長）へその旨を通知する。

### ■避難指示の発令権者及び要件

代行者	概要
職務代理者	危険の切迫により本部長（市長）の判断を仰ぐいとまがない場合や本部長（市長）が不在の場合には、職務代理者が市長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を本部長（市長）に報告する。
県知事	災害により本部長（市長）が避難指示の措置を実施できない場合には、知事が本部長（市長）の措置を代行する。知事は代行した旨を公示し、市長に通知する（災害対策基本法第60条第5項）。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、本部長（市長）等が避難の指示を行ういとまがないとき、または本部長（市長）等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）。
自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官）は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を本部長（市長）等に通知する（自衛隊法第94条）。
知事及び知事の命を受けた県職員又は水防管理者	洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。なお、実施後、管轄する警察署長にその旨を通知する（水防法第29条）。  都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。なお実施後、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（地すべり等防止法第25条）。

### **3 県に対する報告**

避難指示を発令したとき、または解除を発令したときは、その旨を「千葉県被害情報等報告要領」に基づき、県災害対策本部事務局（防災対策課）及び山武地域振興事務所に報告する。

### **4 関係機関への通報**

本部長が避難指示を行った時、または警察官等から指示を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

### **5 海浜や海岸付近での津波への対応**

強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜や海岸付近の住民等は直ちに安全な場所に避難するとともに、防災行政無線からの情報やテレビ・ラジオ等の情報に注意する。

### 第3 住民への伝達・広報

市は、津波情報が発表されたとき、その種類に応じて、以下のように住民に指示をする。

#### ■津波情報に応じた住民の避難

発表される津波情報	避難の内容
津波注意報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九十九里有料道路より東側の海岸に「避難指示」を発令する。</li> <li>・九十九里有料道路より西側に避難するよう指示する。</li> </ul>
津波警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道123号一宮片貝線よりも東側の地域に「避難指示」を発令する。</li> <li>・県道123号一宮片貝線よりも西側か津波避難ビルへ避難するよう指示する。</li> </ul>
大津波警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白里地区、下ヶ傍示地区、長国地区、九十根地区、桂山地区に「避難指示」を発令する。</li> <li>・詳しい避難要領は「大網白里市津波避難計画」を参照（令和3年3月改定）</li> </ul>

#### 1 災害対策本部からの情報伝達

発災直前からその後の時間経過に応じ必要とされる情報を、以下の手段により災害対策本部から住民へ広報を行う。

(1) J-ALERT（全国瞬時警報システム）

気象庁の地震情報等を受け、消防庁が J-ALERT（全国瞬時警報システム）を通じて全国の防災行政無線を起動させ、サイレン及び音声により情報伝達を行う。

(2) 市防災行政無線（固定系）の放送

事務局（情報班）は、避難指示を防災行政無線（固定系）を使用して行う。

(3) メール配信

事務局（情報班）は、(1)の内容を、緊急速報メールへ配信する。

(4) 広報車、消防車による巡回

事務局（情報班）及び消防団は、広報車や消防車で情報の収集や伝達を行う。（津波注意報の場合）

(5) 災害情報共有システム（L-アラート）

事務局（情報班）は、千葉県災害情報システムに避難指示の発令や避難所の開設情報を入力し、災害情報共有システム（L-アラート）を通じて、テレビ、インターネット等に情報を表示する。

■津波災害における住民への情報伝達

順番	住民への伝達内容	主な伝達方法	(消防団、自主防災組織等への情報伝達)
第1報	地震発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J-ALERT（全国瞬時警報システム）による防災行政無線の自動起動と情報伝達</li> </ul>	/
	大津波警報等		
第2報	避難指示 ① 避難指示の理由 ② 避難の対象区域 ③ 避難先、その場所名 ④ 避難経路 ⑤ その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J-ALERT 自動放送後の防災行政無線の手動放送</li> <li>・緊急速報メールの活用</li> <li>・広報車（津波注意報の場合）、消防車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配信メール等による津波警報、地震情報等を伝達、巡視開始指示、避難行動の指示</li> <li>・警戒区域の周知、立入禁止措置等の対応指示</li> <li>・警戒区域での活動時間の設定と避難行動の徹底</li> </ul>
	警戒区域の設定及び立入制限、広域避難場所の周知		
第3報	避難場所の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・緊急速報メールの活用</li> <li>・広報車（津波注意報の場合）、消防車</li> <li>・市HP、災害広報紙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の周知、誘導</li> </ul>
第4報	地元及び避難所等への情報提供 ① 被害状況 ② 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ③ 応急対策の概況、復旧の見通し ④ 住民の取るべき防災対策 ⑤ 食料・飲料水の供給等に関する情報 ⑥ その他必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部における記者発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団活動拠点等の周知</li> <li>・災害対策本部に対する定時報告を指示</li> </ul>
	記者会見向けの情報 ① 被害の状況 ② 市の活動状況 ③ 今後の応急対策の方針と計画 ④ 住民その他関係機関等への協力要請		

## 第3節 住民等の避難

項	目	担 当
第1 避難行動・避難誘導	1 避難行動	本部長(市長)、事務局(指揮班、情報班)、避難所運営部(総合担当)、安全対策課
	2 津波避難場所等の指定	
	3 避難誘導	
第2 避難所の開設		
第3 救護所の開設		

### <方針・目標>

- ◆自分の身は自分で守る基本原則に則り、災害発生時の避難行動・避難誘導は、住民、区・自治会、自主防災組織などが連携して行い、市や消防団等がこれを支援する。
- ◆住民一人一人に津波避難の経路、避難場所について周知するとともに指定した津波避難場所は、常時開放できる体制を維持する。また、津波警報が長期にわたる場合は、避難所を開設し避難住民を収容する。
- ◆津波が襲来した場合に備え、大津波警報時に救護所の開設準備を行い、津波襲来時には、迅速に救護ができる体制を確立する。

# 第1 避難行動・避難誘導

---

## 1 避難行動

避難は、原則として徒歩、自転車、バイクにより、できる限り早く、避難対象地域の外に避難し、津波到達予想時刻までに津波浸水予想区域外に避難することが困難な場合は、指定している避難場所（津波避難ビル、津波避難タワー、南四天木築山）や堅固な施設等の高い場所へ退避する。

ただし、高齢者や障がい者など徒歩による避難が困難な場合に限り、自動車により避難することとする。

## 2 津波避難場所等の指定

市は、次の施設等を津波避難場所として指定する。

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第6節 地震避難対策」を準用。

## 3 避難誘導

本部長（市長）は、避難指示を発令し、住民に迅速な避難を指示する。

また、津波発生時における緊急避難場所となる津波避難ビルの管理者へ連絡し、避難者の受入を依頼する他、沿岸部の消防団に対し、避難行動とともに活動時間を限定して住民への避難の呼びかけを指示する。

避難場所へ誘導するときは、原則として徒歩による移動を行うものとし、避難行動要支援者は、可能な限り車両で搬送するものとする。

## 第2 避難所の開設

---

本部長（市長）は、津波警報の解除まで相当時間を要すると判断される場合や津波による住居への被害が発生し、避難住民の生活を支援する必要性が生じた場合に避難所を開設する。

その際には、津波避難場所に指定されている大網白里アリーナと中部コミュニティセンターの2か所を優先的に開設し、災害の状況によりその他の避難所を拡大して開設する。

### 第3 救護所の開設

---

大津波警報が発表された場合は、津波避難場所の大網白里アリーナ及び中部コミュニティセンターに救護班を派遣し、避難住民を救護するとともにトリアージの場所を確保する等、津波襲来に備えて救護所開設の準備をする。

津波警報が発表された場合は、大網白里アリーナ、白里公民館に救護班を派遣し、救護所開設の準備をする。

## 第 4 章

# 災害応急対策

## 第1節 災害情報等の把握と広報

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第3節 災害情報等の把握と広報」を準用。

## 第2節 消防・救助救急・危険物対策

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第4節 消防・救助救急・危険物対策」を準用。

## 第3節 警備・交通対策

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第5節 警備・交通対策」を準用。

## 第4節 津波避難対策

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第6節 地震避難対策」を準用。

## 第5節 要配慮者の安全対策

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第7節 要配慮者の安全対策」を準用。

## 第6節 応急医療救護活動

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第8節 応急医療救護活動」を準用。

## 第7節 行方不明者の捜索・遺体の処理

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第9節 行方不明者及び死体の捜索・処理」を準用。

## 第8節 物資供給・備蓄対策

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第10節 物資供給対策」を準用。

## 第9節 緊急輸送対策

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第11節 緊急輸送対策」を準用。

## 第10節 広域応援要請

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第12節 広域応援要請」を準用。

## 第11節 清掃対策

「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第13節 清掃対策」を準用。

## 第 1 2 節 防疫対策

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 4 節 防疫対策」を準用。

## 第 1 3 節 住宅等応急対策

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 5 節 住宅等応急対策」を準用。

## 第 1 4 節 公共施設等の応急復旧対策

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 6 節 公共施設等の応急復旧対策」を準用。

## 第 1 5 節 ボランティアの協力

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 7 節 ボランティアの協力」を準用。

## 第 1 6 節 帰宅困難者対策

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 8 節 帰宅困難者対策」を準用。

## 第 1 7 節 文教・保育対策

「第 2 編 地震対策編 第 3 章 災害応急対策 第 1 9 節 文教・保育対策」を準用。

## 第 5 章

### 災害復旧・復興計画

# 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 と復興計画

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、大規模な津波により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。

復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

## 第1 復旧・復興の基本方向の決定

---

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、これに基づき復興計画を作成する。

市は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

また、必要に応じ、短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を目指すものとする。

## 第2 迅速な原状復旧の進め方

---

津波災害からの「復興」を行う上で特に重要となることは、被災状況を速やかに把握し、被災者の生活再建の過程も踏まえ、迅速かつ適切に復興計画を策定し、推進していくことである。初動期の対応の遅れは、市街地の再形成に支障をきたすおそれがあり、東日本大震災においても、復興計画の早期の策定が課題となっている。（震災後半年の時点で、復興計画策定済は被災31市町村中4市町村のみ）

### 1 被災施設の復旧等

被災施設の復旧は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

#### (1) 復旧予定時期の明示

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

#### (2) 暴力団排除活動の徹底

市は東金警察署等と連携して、暴力団等の動向を把握し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に協力する。

### 2 災害廃棄物の処理

津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、あらかじめ仮置き場等を検討しておくものとする。また、市内で処理できない場合に備え、県と連携し、隣接市町村等、広域処理を含めた処理処分方法についても検討する。

災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

## 第2節 住民生活安定のための措置計画

「第2編 地震対策編 第4章 災害復旧計画 第1節 住民生活安定のための措置計画」を準用。

## 第3節 生活関連施設等の復旧計画

「第2編 地震対策編 第4章 災害復旧計画 第2節 公共施設等の復旧計画」を準用。

## 第4節 激甚災害指定に関する計画

「第2編 地震対策編 第4章 災害復旧計画 第3節 激甚災害指定に関する計画」を準用。

## 第5節 災害復興

「第2編 地震対策編 第4章 災害復旧計画 第4節 災害復興」を準用。

## 附 編 1

# 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

# 第1章 総則

## 第1節 推進計画の目的

---

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この附編1に記載のない事項は、「第1編 総則」、「第2編 地震対策編」及び「第3編 津波対策編」によるものとする。

## 第2節 定義

---

この附編1において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 1 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でMw7.0以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

### 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

## 第3節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

---

法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定しており、本市は推進地域として指定されている。（県内27市町村（令和4年10月3日内閣府告示第99号））

## **第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱**

---

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 総則 第2章 減災に向けた役割分担 第1節 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

# 第2章 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」 の対応

## 第1節 対応方針

---

本市は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法」に基づく地震防災対策推進地域に指定されていることから、市民等への周知や後発地震への対応を行う。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域でM<sub>w</sub> 8クラス地震が発生した場合、本市においては、想定震度は3以下であるものの、予想される津波高は、最大4m（到達予想時間：日本海溝モデルで80分）であるため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の対応は、津波対策を重視して行う。

## 第2節 対応要領

---

市及び市民は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された後1週間が経過し、注意する期間が終了するまでの間、次の対応を行う。

市	<ol style="list-style-type: none"><li>1 安全対策課及び関係課による情報収集体制とする。（発表前に発生した地震によりすでに災害対策本部等を設置している場合は、この限りでない。）</li><li>2 市民に、防災行政無線、緊急速報メール等により情報を伝達する。</li><li>3 自主的に避難を希望する高齢者等の要配慮者のために避難所を開設する。</li><li>4 指定緊急避難場所、特に津波避難施設を点検する。</li><li>5 市民からの問い合わせに対応するため、窓口体制を強化する。</li></ol>
市民	直ちに津波から避難できる態勢を再確認する。 (避難場所・避難経路の確認、家族との連絡手段・集合場所の確認、緊急情報の取得態勢の確保、家具の転倒防止、非常持出品の準備等)